

1 普及啓発事業

(1) 現状

第 1 回の生物多様性部会において普及啓発事業の実施事例について紹介したが、これまでは、主に不特定多数の大人や小学生を含む親子を対象として実施してきた。

(2) 課題

ア 参加者アンケートによると、意識変容や行動変容が確認されており、一定の効果は得られるように思われるが、特にオンラインでの普及啓発事業は、申込が前提となるため、参加する意思のある方を対象とした普及啓発となっている。

イ 学校教育でいかに取り入れてもらうか。

ウ 特に外来種対策を行う上で、地域住民の方への普及啓発に取り組む必要がある。

(3) 2月23日(水、祝)に開催したオンラインワークショップにおいて、①市民がどのような「きっかけ」があれば、生物多様性の保全に「関心」を持つか、②どのような「取り組み」であれば、生物多様性を守る活動に「参加」しやすいかというテーマで意見交換を実施した。

【グループワーク1】

テーマ①「どのようなきっかけがあれば、生物多様性の保全に関心を持つか」

グループ①

- ・身近な所、家の庭や近所で生き物を見かけてから興味を持って調べている
- ・「かわいい」から入って興味を広げていく事も大事

グループ②

- ・身近な動物を見ている。鮭、植物、家庭菜園など
- ・テレビだと「危険」がキーワードになる
- ・自分たちが普段食べているものを考えることが大事
- ・実際に生き物を育てて世界を広げていく
- ・とにかく外に出るのが大事

グループ③

- ・外に出ることが大事
- ・身近な環境から気づいたことがあった
- ・環境が変わった時に偶然見たものから興味が沸いた
- ・生き物を五感で感じとることで関心が増えていった

【グループワーク2】

テーマ②「生物多様性の保全について、どのような取り組みがあれば参加したいと思うか」

グループ①

- ・調査に取り組んでいる人もいる。身近な所から観察会や勉強する機会などを作って興味を持ってもらうステップを作る事が大事
- ・入口を色々設ける。公園に行ったら学べるなど、色々な人が興味を持ってもらえるような取り組みを作るといい

グループ②

- ・活動に参加するだけではなく、普段できること（節約・生ごみの扱い方など）も関係するのではないか
- ・参加しづらい理由：わざわざ行かなくてはいけない、開催されている事がわかりづらい
- ・食べているものを見直す事が重要
- ・学校の授業でもっと取り扱ってほしい
- ・人に上手に広めていく事が重要

グループ③

- ・気軽に情報交換や、詳しい人に聞けたりする環境があるといい
- ・色々な活動に出向いてみるのが大事
- ・イベントの情報をわかりやすくしてほしい
- ・子どもが参加できる山の活動などもあるといい

(4) 今後

今後はこれまでのような不特定多数への情報発信に加えて環境教育という形で地域や学校を対象とした正しい知識の普及啓発を実施していきたい。

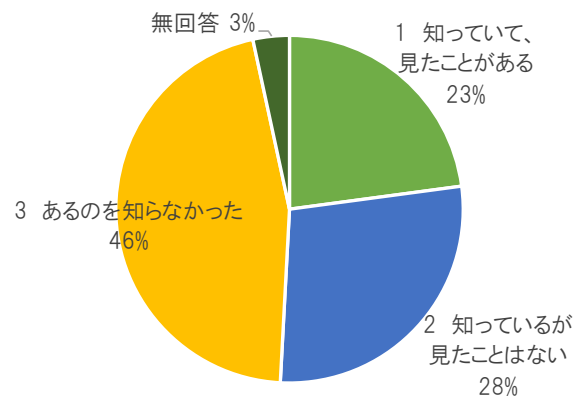
第1回の生物多様性部会でも、オンラインワークショップでも意見として上がっていたように、学校教育でいかに取り入れてもらえるのか、検討したい。

また、オンラインワークショップでの意見から、生き物に触れる機会があることが生物多様性への関心にきっかけとなっており、生物多様性保全活動への参加のハードルを下げるには、入口の多様化や情報提供のあり方を模索したい。

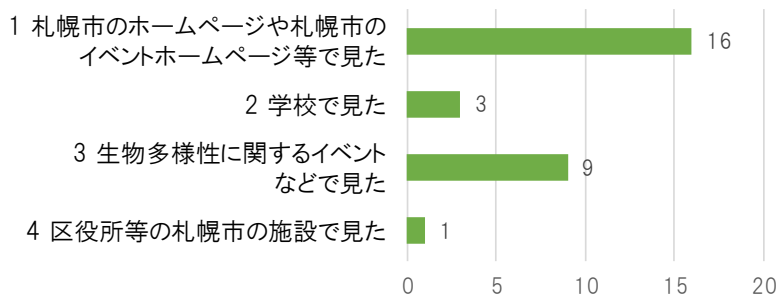
【参考データ】

〇さっぽろ生き物さがし2020（令和2年度）参加者アンケート結果 質問21～25

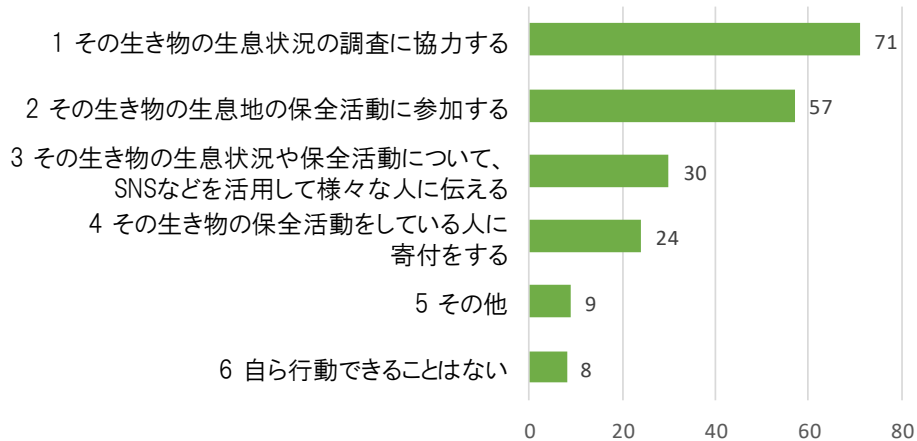
質問21 札幌市版レッドリストを知っているか



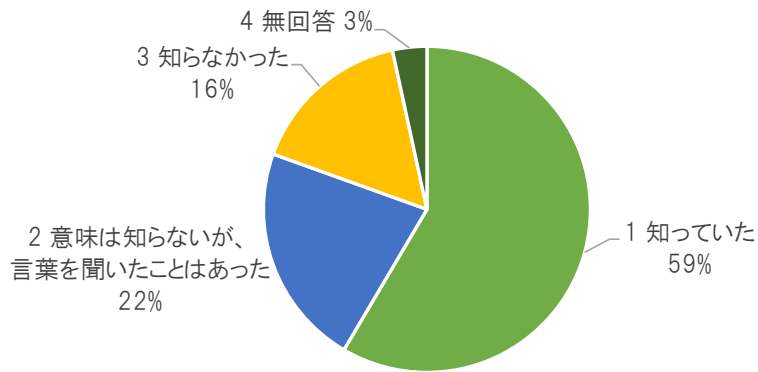
質問22 札幌市版レッドリストをどこで見たか



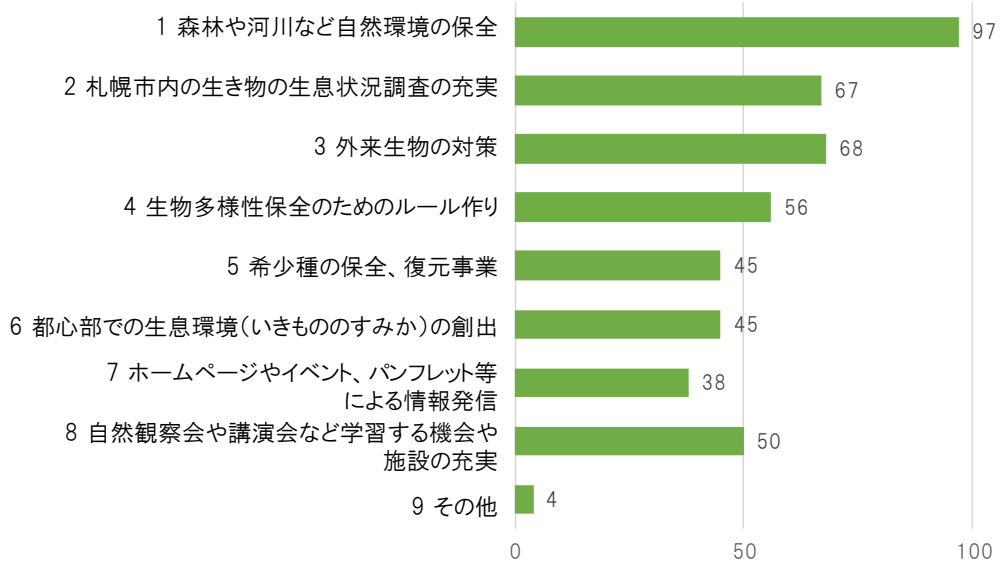
質問23 レッドリスト掲載種の保全のために自ら行動できると思うこと



質問24 生物多様性という言葉の意味を知っていたか。



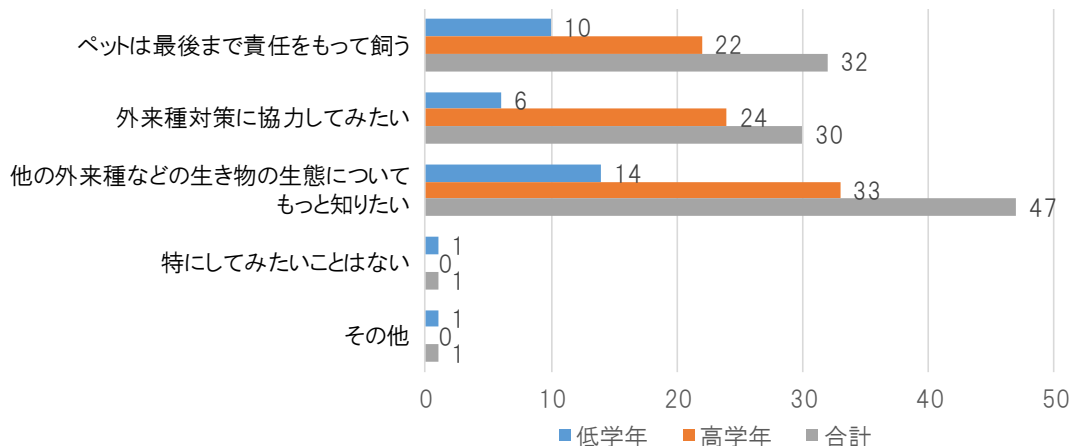
質問25 生物多様性保全のため、札幌の街づくりに必要なこと



○オンラインワークショップ親子で外来生物を知ろう（令和3年度事業）

参加者アンケート結果 質問5

質問5 オンラインワークショップに参加して、今後、自分でやってみようと思ったことがありましたか。(複数回答)	低学年	高学年	合計
ペットは最後まで責任をもって飼う	10	22	32
外来種対策に協力してみたい	6	24	30
他の外来種などの生き物の生態についてもっと知りたい	14	33	47
特にしてみたいことはない	1	0	1
その他	1	0	1



2 野生動物と人とのあつれき対策

(1) 現状

ア エゾシカ対策

エゾシカが市街地に出没した際は事故がないように現場での対応（見守り、追払い等）を実施。

家庭菜園や庭木の食害、農業被害、植樹した樹木への被害などが発生していることから、R3年度よりエゾシカ市街地侵入抑制事業（囲い罫による捕獲）を実施している。

イ 子ガラス捕獲処理業務

巣から落ちたり、飛べなくなってしまう子ガラスが原因で通行する人へのカラスによる威嚇が認められた場合に、市民への被害防止のために子ガラスを捕獲する業務を実施。

そのほか、JA が農家の依頼により捕獲する場合、市民が自宅の巣を撤去する際に併せて捕獲する等の場合にカラスが捕獲されている。

ウ 野生鳥獣への餌やりに関する注意喚起

野生鳥獣への餌やり（特にカラス、ハト等への餌やり）により、野生鳥獣が集まってくると、フンや鳴き声、威嚇など周辺の市民に被害が発生しているなどの市民相談が多く寄せられている。近隣に迷惑となるような餌やり行為を行う市民に対しては、直接やめるように伝えたり、注意喚起のチラシにより啓発するなどの対応を行っているが、あくまで近所の方が迷惑しているのでやめてほしいという「お願い」をするに留まっており、実効性が担保されていない状況。

※餌やりに関する相談件数 R2年度 68件、R3年度 90件（12月末現在）

(2) 課題

ア エゾシカ出没対応件数は令和2年度以降、増加傾向にある。

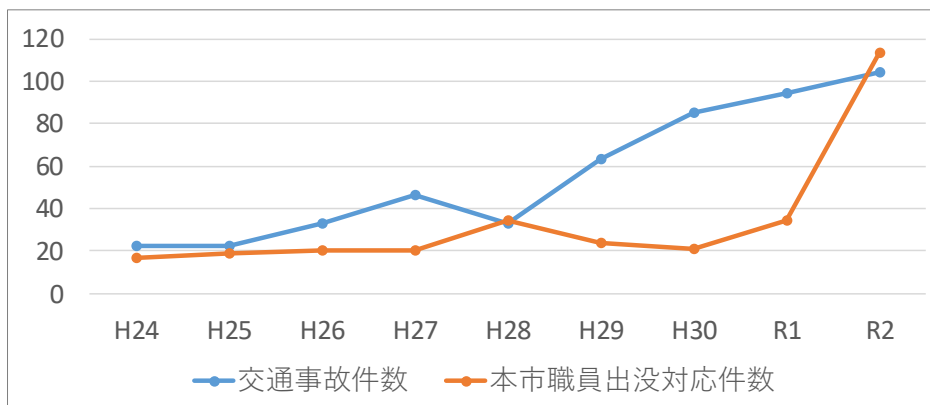
◆エゾシカ出没対応数推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
出没対応件数	17	19	20	20	34	24	21	34	113	85

※R3年度は12月31日時点、環境共生担当課、または各区総務企画課が現場対応した件数

◆札幌市内のシカによる交通事故件数

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
事故件数	22	22	33	46	33	63	85	94	104



イ 市民への威嚇等、カラスに関する問い合わせ件数が毎年多く寄せられており、対応に多くの労力を要している。

カラスに関する相談：環境共生担当課への電話相談年間 500 件以上、コールセンターへの問い合わせ年間約 400 件、現地調査等実施件数年間約 1,150 件

子ガラスの捕獲による個体数への影響までは把握できていないので、定期的な生息数調査は必要ではないか。

【参考】カラスの捕獲数

年度	H29	H30	R 元	R 2
札幌市捕獲数	1,850 羽	1,496 羽	1,745 羽	1,204 羽
(うち、子ガラス再掲)	284 羽	268 羽	279 羽	264 羽
石狩振興局捕獲数	7,575 羽	6,811 羽	7,822 羽	6,313 羽
北海道捕獲数	44,001 羽	42,341 羽	45,691 羽	40,064 羽

ウ 野生鳥獣への餌やりに関する相談対応について、実効性を持たすことができないか検討が必要。

(3) 野生鳥獣への餌やりに関する市民意識調査結果 (n=2,541、回収率 50.8%)

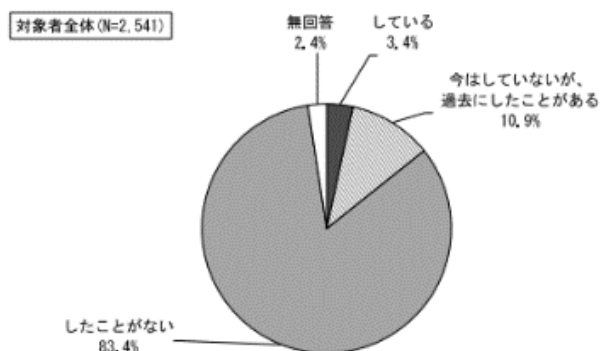
令和 3 年 (2021 年)12 月 3 日 (金曜日) ~12 月 17 日 (金曜日)

対象：「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の 18 歳以上の男女 5,000 人

ア 野生鳥獣への餌やり経験

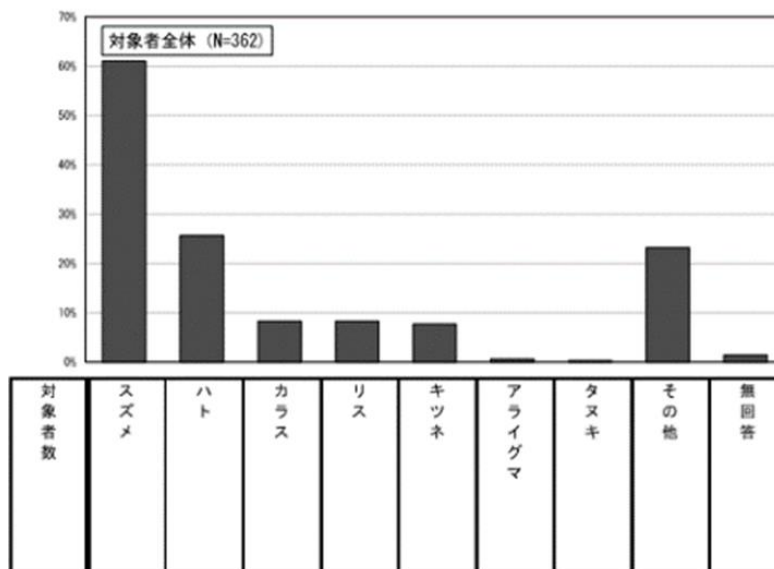
14.3%が現在餌やりをしている、またはこれまでに餌やりをしたことがあると回答。

餌やりをしている 86 名 (3.4%)、過去にしていたことがある 276 名 (10.9%)



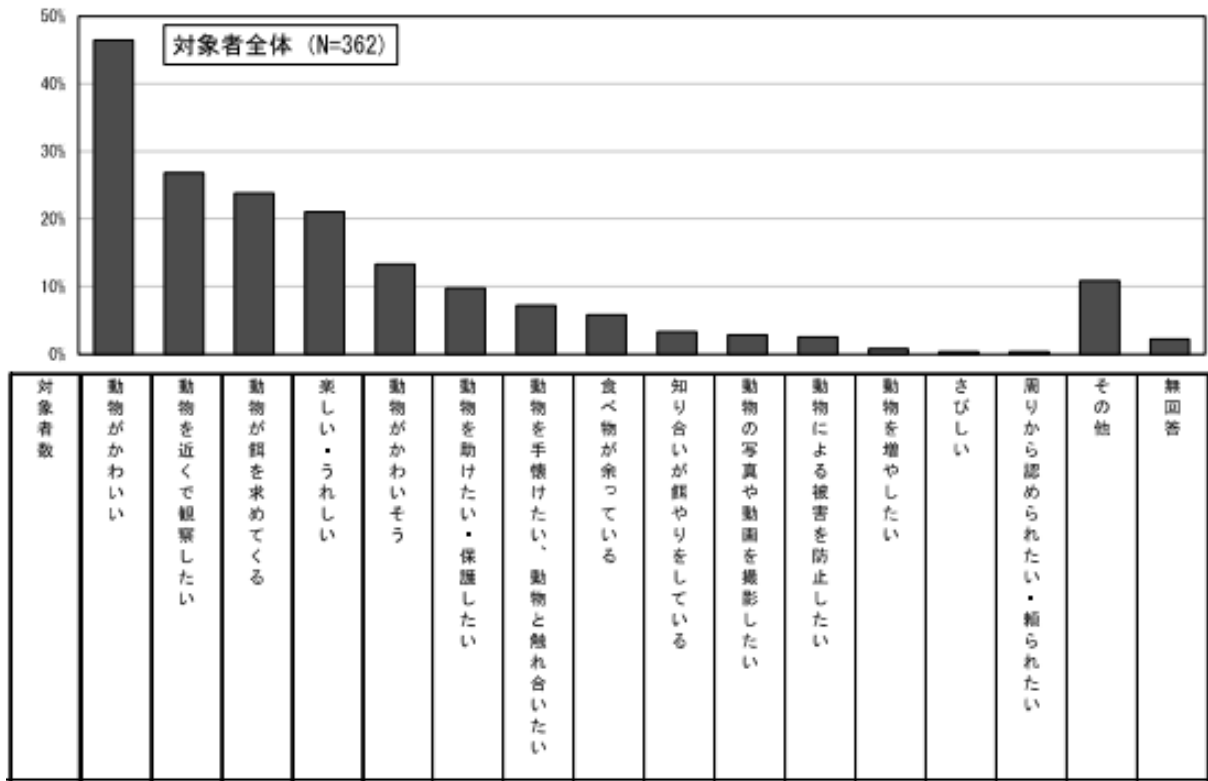
イ 餌やり対象動物 (複数回答)

スズメ 221 名 (61.0%)、ハト 93 名 (25.7%)、カラス 30 名 (8.3%)、リス 30 名 (8.3%) など



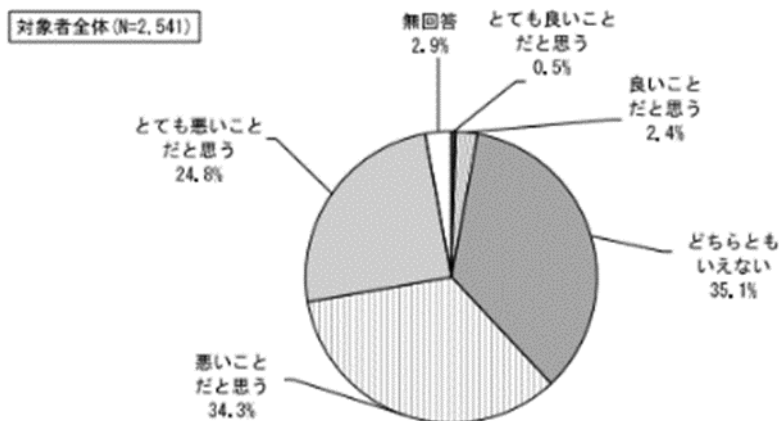
ウ 餌やりの理由（複数回答）

動物がかわいい168名（46.4%）、動物を近くで観察したい97名（26.8%）、動物が餌を求めてくる86名（23.8%）楽しい・うれしい76名（21.0%）



エ 野生鳥獣への餌やりをどう思うか

とても良いことだと思う13名（0.5%）、良いことだと思う62名（2.4%）、どちらともいえない892名（35.1%）、悪いことだと思う871名（34.3%）、とても悪いことだと思う630名（24.8%）、無回答73名（2.9%）



オ 野生鳥獣への餌やりによって起こる影響で知っていること（複数回答）

【認知度が高かった項目】

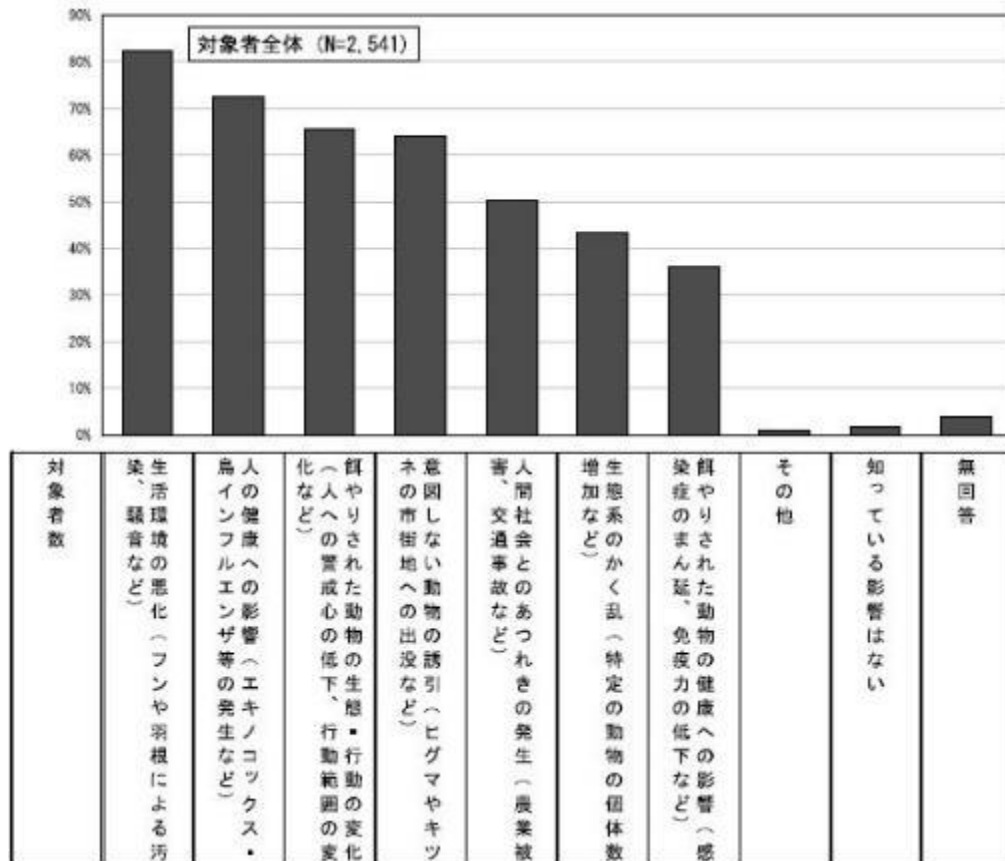
生活環境の悪化 2,094 名（82.4%）、

人の健康への影響（エキノコックスや鳥インフルエンザ等の発生など） 1,843 名（72.5%）、

【認知度が低かった項目】

餌やりされた動物への健康への影響（感染症のまん延、免疫力の低下など） 911 名（35.9%）

生態系のかく乱（特定の動物の個体数増加など） 1,102 名（43.4%）



(4) 今後の対応

エゾシカの出没対応は継続、エゾシカの捕獲事業等に関する新規事業を検討中。

カラスに関する相談、対応、普及啓発は継続して実施。

野生鳥獣への餌やりについては、アンケートからわかったことを踏まえ、普及啓発を行っていくとともに、餌やりに関する市民相談対応については、実効性を持たすことのできるようなルール作りについて検討したい。

また、改定ビジョンでは、札幌市としての野生鳥獣と市民との正しい在り方の具体例を、「第9章施策を進めるにあたっての基本方針」に明記してはどうかと考えている。

3 外来種対策

(1) これまでの対策と現状

ア 特定外来生物

ア) ウチダザリガニ

令和元年に豊平川で確認、令和2年から3年にかけての調査で簾舞川、豊平川、厚別川で生息を確認。今後も普及啓発と調査、定期的な防除を継続して実施していくことが必要な状況。



イ) アライグマ

被害等の発生があった市民からの通報に基づいて捕獲を実施。(農地については農業支援センターで対応) 相談件数、捕獲件数は増加傾向にある。相談が寄せられている地点は市内全域。

◆アライグマ捕獲数の推移

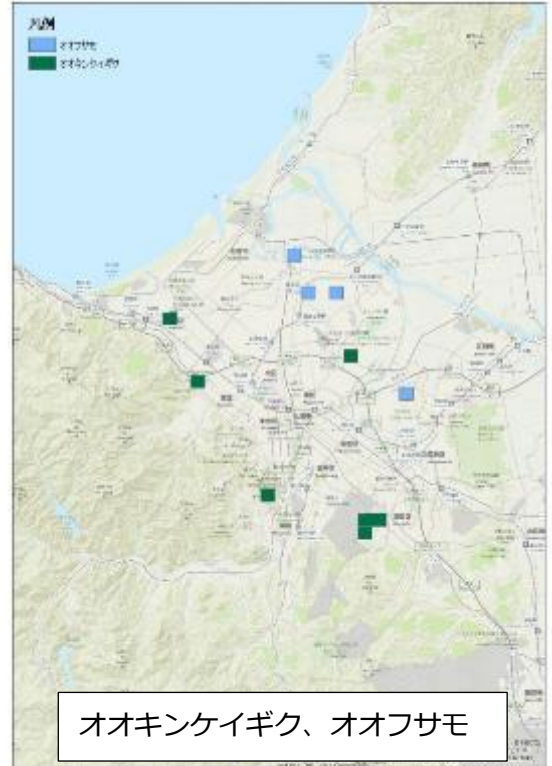
	H29	H30	R1	R2
環境共生担当課	92	81	103	69
環境共生担当課以外	133	99	101	121
全市	225	180	204	190



ウ) オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ

特定外来生物（植物）はオオハンゴンソウ、オオキンケイギクは、通報等があった地点について防除を行っている。（オオハンゴンソウは盤渓川流域で東海大学の協力で防除実施、オオキンケイギクは手稲区、厚別区で防除の実施報告あり。）

オオフサモについては、生息データはあるが対策まではできていない。

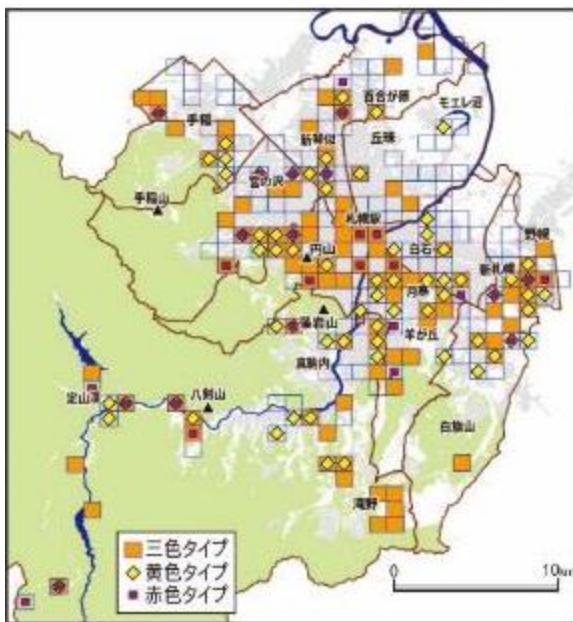


エ) セイヨウオオマルハナバチ

札幌市は北海道セイヨウオオマルハナバチ対策推進協議会に参画。

普及啓発を目的とした観察会等を開催してきた。

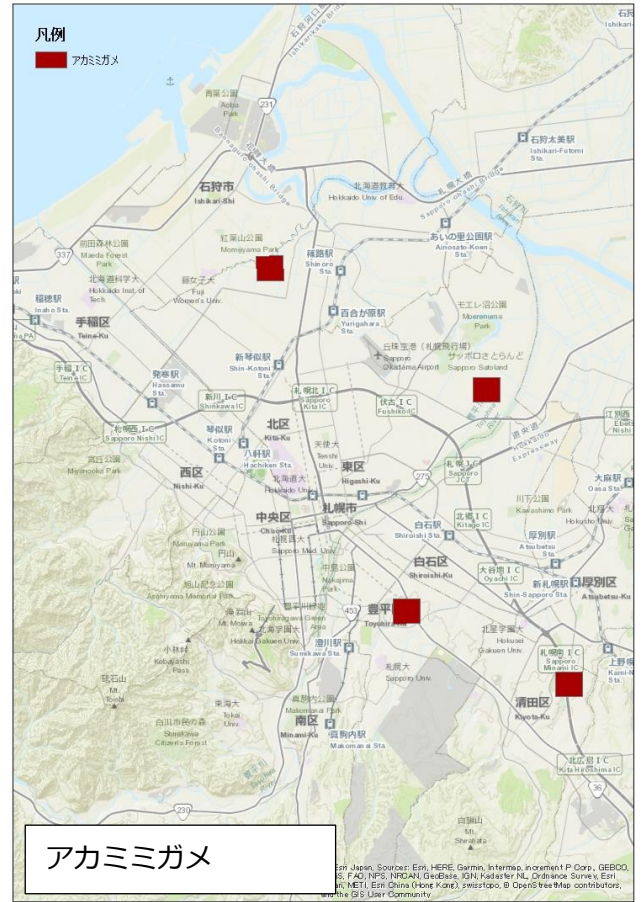
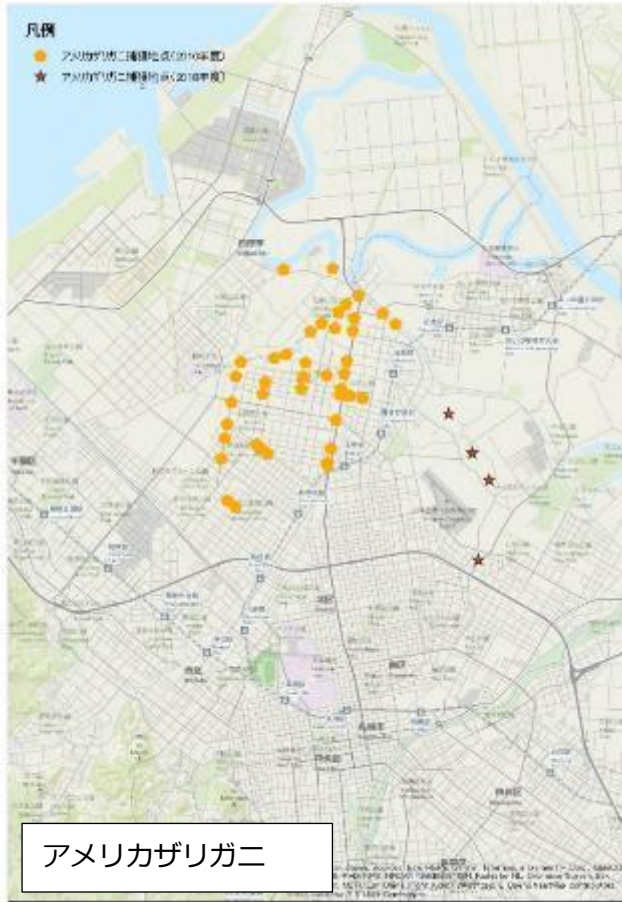
市民参加型生き物調査で分布はある程度把握できているが、防除まではできていない。



さっぽろ生き物さがし 2020 のマルハナバチ調査結果

オ) アカミミガメとアメリカザリガニ

今後、特定外来生物となることが検討されているが、継続飼育は可能となる見込み。
一部の河川等では生息が確認されているので、今後の対策を検討する必要がある。



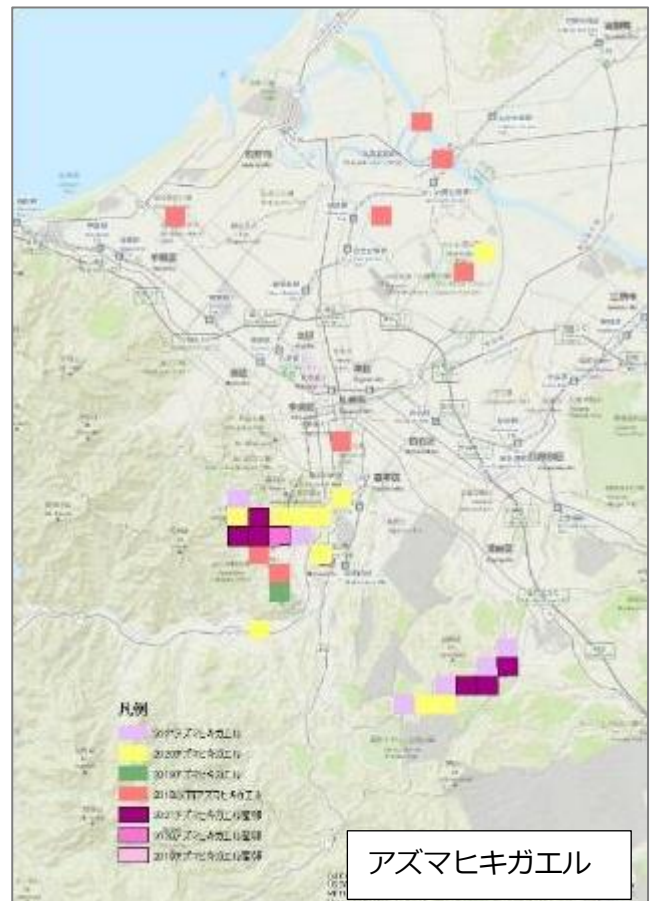
イ 北海道の指定外来種

ア) アズマヒキガエル

令和元年に南区北ノ沢地区で産卵を確認し、罟による捕獲を中心に継続的に防除を実施。
令和3年に清田区有明地区でも産卵を確認し、来年度以降本格的に防除を実施予定。
石狩川付近における発生状況などは確認できていない。

イ) その他の種

特段の対策は実施できていない。



ウ 現状の札幌市としての外来種対策の考え方

■外来種対策の基本的な考え方■

1 市民の理解の促進及び意識の醸成

- ・「外来種被害予防三原則」の普及啓発による新たな被害の防止

外来種被害予防三原則

- 1 入れない 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- 2 捨てない 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）
- 3 拡げない 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）

2 分布情報・科学的知見等の収集

- ・外来種の分布状況や被害状況、効果的な防除方法等に関する最新の科学的知見の収集、ホームページ等による情報の発信
- ・市民参加型による分布情報の収集

3 優先度を踏まえた対策の実施

- ・必要性、実効可能性及び費用対効果の観点から、優先度の高い種及び地域から対策を実施

(1) 種の優先度

- ア 外来生物法に基づく特定外来生物
- イ 道生物多様性保全条例に基づく指定外来種
- ウ ア又はイ以外の生態系被害防止外来種リストの掲載種であり、かつ「北海道ブルーリスト2010」でA1・A2の外来種
- エ ア～ウ以外の外来種

(2) 地域の優先度

- ア 希少生物の生息地・生育地
- イ 地域特有の生物相を有する地域
- ウ ア及びイに被害が及ぶおそれのある地域

(3) 防除の優先種

- ア 希少生物が多く生息・生育する地域等生物多様性の保全上重要な地域への侵入が確認された外来種
- イ 人に重度の障害をもたらす危険のある毒を有する外来種や重傷を負わせるおそれのある外来種
- ウ 農林水産物の食害等により、地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしている外来種

(4) 特定外来生物・指定外来種の防除

- ア 緊急的な防除の実施
- イ 計画的な防除の実施

(5) 防除の実施に当たっての留意事項

- ア 様々な主体との協働による効果的・効率的な防除体制の構築
- イ 関係法令の遵守と錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策
- ウ 防除対象となる生物以外の生物の生息又は生育への配慮
- エ 地域の住民、土地所有者、施設管理者等への情報提供
- オ できる限り苦痛を与えない適切な方法での殺処分
- カ モニタリングの実施による順応的管理

(2) 課題

- ア アライグマ対策は現状では捕獲件数が頭打ちのように見受けられるため、今後は個体数の把握のための調査、捕獲件数増を目指した対策を行う必要がある。

イ 一度侵入した外来種については、継続した対策が必要で、地域に根差した取組みとして防除を行う体制づくりが重要であり、その担い手の確保、協力者をどのように増やすかの検討が必要。

(3) 今後の札幌市としての外来種対策の基本的な考え方。

ア 「外来種対策の基本的な考え方」を改定後のビジョンに掲載する。

(現状は具体的な記載がない。)

イ 種ごとの管理目標を立て、当初は根絶→根絶が難しければ生息域を広げないように数を減らし、調査によるモニタリングを継続という流れとしたい。

ウ 対策の優先度としては特定外来種、北海道の指定外来種

エ 未侵入の外来種を持ち込ませない対策としてペットを放逐しない(終生飼育する)ことも含め、普及啓発を実施していく。